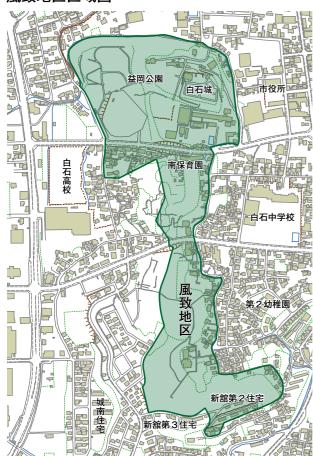


平成23年11月28日付けの「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定め る政令」の改正により、10ha以上の風致地区(2以上の市町村にわたるものを除く)における条例の 制定権限が都道府県から市町村に委譲されました。これに伴い、これまで宮城県の条例により規制し てきた本市の風致地区における建築等の規制について定めるため、「白石市風致地区内における建築等 の規制に関する条例 および 「同施行規則」を制定し、平成27年4月1日から施行しました。

# 風致地区区域図



# 風致地区とは

都市計画法第8条に定められている「地域地区」のひ とつで、同法第9条第21項に「風致地区は、都市の風致 を維持するため定める地区とする。」とされており、都 市計画によって定められています。

おもに都市内の樹林地、丘陵、渓谷、水辺などの良好 な自然景観を形成している地区や歴史的な人文景勝地に おいて、建築物の新築・改増築、宅地の造成、土地の開 墾、木竹の伐採などを規制し、都市の自然景観や良好な 都市環境の維持を図るために定められています。

# 許可が必要な行為

次に掲げる行為を行う場合は、許可が必要になります (条例第2条第1項)。

- ①建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転
- ②宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ③木竹の伐採
- 4十石の類の採取
- ⑤水面の埋立て又は干拓
- ⑥建築物その他の工作物の色彩の変更
- (7)屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

※詳しくは、都市整備課窓口または電話で、お問い合わ せください

# 「介護保険料決定通知書|「後期高齢者医療保険料決定通知書| 「国民健康保険(国保)税納税通知書 を送付します

#### ■介護保険料(7月初旬発送)

●平成27年度の保険料額 前年の合 計所得金額等により決定します。

なお、所得段階区分が改正されま した。

介護保険料額	該当者	
第1段階 月額 2,295円 年額 27,500円	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受が市 民税非課税 ・世帯全員が市民税非 課税、かつ本人の前 年の合計所得会額の合 計が80万円以下	
第2段階 月額 3,825円 年額 45,900円	・世帯全員が市民税非 課税、かつ本人の前 年の合計所得金額と 課税年金収入額の合 計が120万円以下	
第3段階 月額 3,825円 年額 45,900円	・世帯全員が市民税非課税、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	
第 4 段階 月額 4,590円 年額 55,000円	・市民税課税世帯で、 本人は市民税非課税 で前年の合計所得金 額と年金収入の合計 が80万円以下	
第5段階	・市民税課税世帯で、	
月額 5,100円	本人は市民税非課税	
年額 61,200円	で第4段階以外	
第6段階	・本人が市民税課税で、	
月額 6,120円	前年の合計所得金額	
年額 73,400円	が120万円未満	
第7段階	・本人が市民税課税で、	
月額 6,630円	前年の合計所得金額	
年額 79,500円	が190万円未満	
第8段階	・本人が市民税課税で、	
月額 7,650円	前年の合計所得金額	
年額 91,800円	が290万円未満	
第9段階	・本人が市民税課税で、	
月額 8,670円	前年の合計所得金額	
年額 104,000円	が290万円以上	

年金天引き (特別徴収) の方のう ち、10月以降分の天引き額を均等に するために、8月天引き分を変更し 調整している場合があります。

### ■後期高齢者医療保険料(7月中旬発送)

#### ●平成27年度の保険料額

限度額(57万円)、均等割額(42.960 円)、所得割率(8.56%)、改正なし。

#### ●軽減制度

世帯主と加入者の前年中の所得に 応じて保険料が軽減されます。また、 社会保険 (建設国保などは除く) の 被扶養者だった方も軽減が適用さ れ、あらかじめ軽減された保険料で 送付されます。

#### ●納付方法

保険料の納め方は、年金天引き (特別徴収)、あるいは納付書や口座 振替 (普通徴収) があります。年金 天引きとなっている方でも、条件を 満たしていれば、申し出により口座 振替に変更できます。

# ■国民健康保険税(7月中旬発送)

#### ●平成27年度の保険税額

85万円(改正前81万円) 限度額 医療給付費 52万円 (  $^{\prime}$  51万円) 後期高齢支援金 17万円 ( 16万円) 介護納付金 16万円 ( 14万円) 税率等(改正なし)

	医療分	後期支援	介護分	
所得割率	7.00%	2.10%	1.80%	
資産割率	28.00%	7.00%	7.50%	
均等割額	22,800円	7,200円	8,400円	
平等割額	25,200円	5,400円	4,200円	

### ●納税義務者

納税義務者は世帯主です。世帯主 が国民健康保険の加入者でなくて も、同じ世帯に国保加入者がいる場 合は、世帯主あてに納税通知書が届 きます。

## ●特別徴収と普通徴収

65歳以上74歳未満の加入者で構成 されている世帯の国保税は、世帯主 の年金から天引き (特別徴収)とな る場合があります。

年度の途中で普通徴収から特別徴 収に切り替わることがあります。 なお、条件を満たしていれば、申し 出により口座振替に変更できます。

# ●年度の途中で世帯主が75歳となる 世帯の保険税の納付方法

前年度の保険税が年金天引き(特 別徴収)となっていた世帯で、今年 度中に世帯主が後期高齢者医療制度 に加入となる場合は、年金天引き (特別徴収) が行われません。

普通徴収(納付書や口座振替)と なりますので、ご注意ください。

#### ●軽減制度

世帯主と加入者の前年中の所得に

応じて税額が軽減されます(申請不 要)。ただし、対象者の中に1人で も所得の申告をしていない方がいる と、軽減が受けられない場合があり

問税務課 ☎22-1313

また、国保から後期高齢者医療制 度に移行した方がいる場合は、経過 措置が適用されます。

※社会保険の被保険者本人だった方 が後期高齢者医療制度に移行した ことにより、65歳以上の被扶養者 が国保に加入する場合は申請が必 要です。

### ●非自発的失業者軽減制度

ます。

倒産や解雇などによる離職者は、 軽減制度が適用されます。雇用保険 の特定受給資格者や特定理由離職者 で、離職日時点で65歳未満の方が対 象です。申請には、雇用保険受給資 格者証と印鑑が必要です。

# 「東京電力福島第一原発事故 により設定された避難指示区域 等に居住していた方 は、減免 期間が延長されました

平成26年度までに減免を受け られていた方は、引き続き減免 が受けられます。申請の必要は ありません。ただし、旧避難指 示解除準備区域等の上位所得層 の被保険者については、平成27 年4月から9月までの分が減免 されます。

平成27年4月1日以降に新た に被保険者となり、「原発事故 による避難」をされている方 は、新たに減免申請書等の提出 が必要となります。

#### ●申請に必要なもの

①被災証明書など(原発事故に よる避難であることがわかる **もの**)

詳しくは、お問い合わせくだ さい。